

訴訟問題話し合う

新潟の主任弁護人囲み

水俣病患者
者互助会

水俣病対策市民会議（日吉ファミコ会長）は、十六日午前十一時から水俣市協会の坂本互助会会場で水俣病被害者互助会の人々と集まり、来水中の新潟水俣病被害者の会主任弁護人坂東邦彦氏を囲んで訴訟問題を中心とした水俣病補償に対する今後の心構えや進め方などについて話し合った。

この日は山本互助会長、中津副会長は欠席、互助会員のうち四十九人が出席した。まず松本市民会議書記長が「補償問題に対しては全面的に支援する体制を固めている」とあいさつしたあと、坂東弁護人が新潟水俣病被害者の会が訴訟に踏み切った経緯や水俣病補償問題のむずかしさ、今後の心構えなどについて説明した。

その中で同弁護人は「水俣の協合、政府が中心になって第三者機関の設置を確約したものの、最近になって奥やチッソ、互助会などとの間に話の食い違いがあるとして二月末までの設置が遅れるような進行きになっている。いまとなつては互助会がもっと強い態度に出るべきが大切で、最悪の場合には法に訴えてでも解決の道を邁進ねばなるまい」と強調した。

また松本書記長も「問題は積極的に取り組む互助会の強い意思が今後の解決の力になるもので、訴訟問題に発展すれば市民会議を

はじめ総評も全面的に支援する決意だ」と述べた。

ところでこの日出席していた互助会員の中にも強硬派と円満解決派がいていろいろな意見が繰出、訴訟に持ち込んだ場合①裁判に要する費用が相当かかるのではないかと現在チッソから支給されている見舞い金が打ち切られはしないか

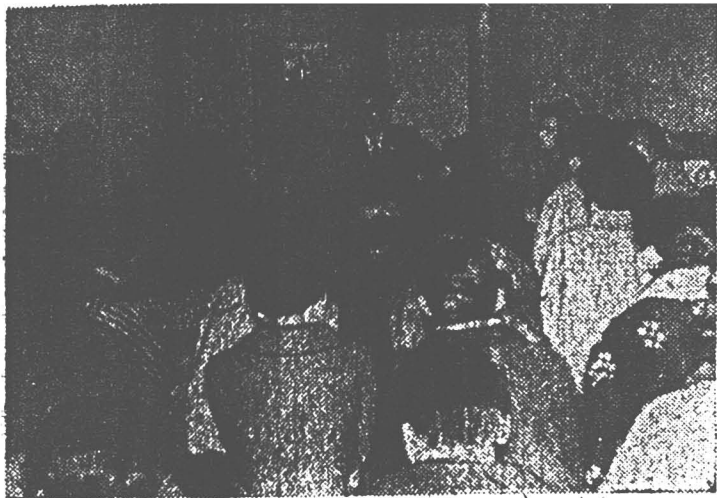
②裁判が解決するまでに相当長い期間を要するので、生活費の問題もある。また裁判が終わる最後まで支援団体がその費用を持つてくれるか、などの突っ込んだ質問が出された。

これに対し坂東弁護人は①については生活状態が苦しい実情を訴えれば、特例として裁判の過程で必要な費用は全額免除される法律がある②については三十四年の見舞い金に対する契約書は訴訟を起こしても有効で、もし支給を打ち切られた場合は、それに代わるべき財源探し押しの仮処分を申請する方法もあると説明、また③については松本書記長が「生活費までめんどろをみることは出来な

いが、もし互助会が訴訟に踏み切った場合は、その費用は支援団体で全面的に援助する決意を固めている」と答えた。

一方、互助会員の意見は「最悪の場合は訴訟問題に発展せざるを得ないが、現在の時点では政府も

調停に乗り出す動きを見せており、もう少し早く事態の推移を見る必要がある」というものが大半を占め、訴訟派の中にもやはり裁判費のことや生活の保障問題などを憂慮する態度がうかがわれ、この日ははっきりした態度を示す会員は午後二時すぎ終わった。



坂東弁護人（前向き中央）の話を聞く互助会員たち